

金ケ崎町新型コロナウイルス感染症防止のための保育所等の臨時休園措置等に係るガイドライン

(令和2年10月9日 策定)

1 目的

認可保育施設については、「開所」が原則であることから、金ケ崎町として、新型コロナウイルス感染症防止のための臨時休園等の基準及び対応を定めたガイドラインを作成するもの。

2 対象

町内認可保育施設

3 臨時休園措置等の判断

段階	感染状況	休園判断
1	・隣市（北上市、奥州市）以外の市町村で感染者発生と公表された場合	通常開園
2	・隣市（北上市、奥州市）で感染者発生と公表された場合。	通常開園
	・町内で感染者が発生した場合。（町内の認可保育施設を利用する子どもや施設従事者以外）	通常開園 ただし、町内感染者が町内の認可保育施設を利用する子どもの同居者の場合は、当該利用子どもの保護者へ利用自粛を要請する場合がある。 また、給食を中止し弁当対応とする場合がある。
3	・町内の認可保育施設を利用する子どもや施設従事者が感染した場合。	制限開園・臨時休園 感染の状況等により、対応年齢児を制限し受け入れる。 ただし、クラスターの発生及び恐れのある場合は休園とする。 制限開園時の給食は中止し、弁当対応とする。
	・町内の認可保育施設で感染が拡大し、クラスター発生と判断された場合	臨時休園

※臨時休園措置等の判断は、県の保健衛生部局と連携し、感染症の把握、濃厚接触者の範囲を確認した上で判断する。感染の状況によっては、「利用自粛」を要請する場合がある。

また、臨時休園等の措置については、施設毎に判断を行うため、上記表以外の対応を求める場合もある。

4 臨時休園措置等に伴う対応について

(1) 臨時休園措置等を行う際の周知方法

施設は、臨時休園措置等を行う場合、電話・メール等保護者に確実に伝わる手段を

用いて連絡を行うこととする。

また、臨時休園措置等を行う際には、施設の入り口等へ臨時休園措置等を行う旨及び緊急連絡先を示した物を掲示する。

(2) 臨時休園措置等実施中の緊急時の体制

施設は、臨時休園措置等実施中においても、緊急事態に対応できるよう体制を確保する。

5 臨時休園措置等時の保育の提供について

臨時休園措置を行った場合は、在宅保育を原則とする。

ただし、止むを得ず保育を受けなくてはならない子どもへの保育の提供については、受け入れ人数を制限したうえで、臨時休園措置等実施中の施設で行うものとする。

なお、施設におけるコロナウイルス感染症の発生状況により保育を提供できない場合があり、また、他の施設での保育の提供は、コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施しないものとする。